

宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p data-bbox="236 286 328 318">附 則</p> <p data-bbox="150 331 772 519">この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項から附則第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日 <u> </u> までの間に属する場合に適用する。</p>	<p data-bbox="903 286 995 318">附 則</p> <p data-bbox="810 331 1433 519">この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項から附則第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から <u>令和2年9月30日</u> までの間に属する場合に適用する。</p>